東北大学21世紀COE研究支援者に係る給与等の取扱いについて

東北大学21世紀COE研究支援者実施要項に基づいて、21世紀COE研究拠点リーダー(以下「拠点リーダー」という。)が研究遂行のため、直接経費で採用する研究支援者に係る給与等の取扱いについては、下記によることとしますから遺漏のないようお取り計らい願います。

記

- 1.拠点リーダーから申請を受けて本学が研究支援者を雇用する場合の給与等は、(項)産学連携等研究費から支払うこと。
- 2.研究支援者を雇用する場合は、給与等(退職手当相当額を含む)の所要額を別紙「研究拠点 形成支援経費(産学連携等研究費)要求書」により、最初の雇用月の15日までに研究協力 課へ提出すること。
- 3.研究支援者が在籍する部局は、給与等支払いのために措置される歳出予算(項)産学連携等研究費相当分の債権発生通知書を雇用月の20日まで毎月研究協力課へ提出すること。 また、退職手当相当額を支払う場合は、速やかに提出すること。
- 4. 当該部局の研究拠点形成費補助金管理者は、本学の歳入徴収官が発行する納入告知書により、 期日までに日本銀行又は歳入代理店へ納付すること。
- 5.要求に基づいて配分された(項)産学連携等研究費(目)産学連携等研究費は、過不足が生じないよう執行に注意すること。
- 6.研究拠点形成費補助金による翌年度の継続が予定されている事業の拠点リーダーから、研究 支援者の雇用について申請されて雇用する場合は、4月1日からの雇用が可能であること。 ただし、事業の実施状況等を踏まえて、額の変更や事業の打ち切りがあり得るので、注意す ること。
- 7.4月1日から研究支援者を雇用した場合の給与等の支払いについては、雇用の翌月から本学が立替払いを行うこととし、研究拠点形成費補助金が交付された時点で、それまでの間に要した雇用経費をまとめて、本学への納付手続きをとること。